議案第４８号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、越前町内の字の区域を別紙のとおり変更する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第４項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和８年９月３日提出

越前町長　　髙　田　浩　樹

変更調書

織田長割地区において実施される織田長割土地区画整理事業に伴い、土地の区画及び形質に変更が生じるため、字の区域を変更する。

次の区域を織田１１７字禅奥寺前に編入する。

大字	字	地番
織田	１１８字長割	１の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の一部		

次の区域を平等３字長割に編入する。

大字	字	地番
織田	１１８字長割	４の２から４の５の各一部、１１の一部、１２の一部、１４の一部、１５の一部、１６の２の一部、１７から２１の各一部、２２の１の一部、２４の１の一部、２５の１の一部、２８の１の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		